

青少年保護ワーキンググループ 論点整理案

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ(第4回)

令和8年4月

「課題と論点の整理」における検討の基本的方向性

- 年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保する。
- その実現のため、年齢確認の在り方等を含めて、より幅広いステークホルダーが、インターネットの利用を巡る青少年の保護について具体的な方策を講ずる。
- 青少年自身が、情報を適切に取捨選択する等の力（リテラシー）の底上げを図る。

本WGにおける共通認識

（青少年保護WGの在り方）

- 本WGは、こども家庭庁とりまとめの「課題と論点の整理」（令和7年8月）のうち、総務省が主担当となるものについて議論。

（全般）

- こどもの発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、制限と情報アクセスや創作・発信のバランスが必要。
- 単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、こどもたちが安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要。
- 諸外国における青少年保護に関する制度整備等の動向把握が必要。

本WGにおける共通認識

(環境変化)

- 青少年インターネット環境整備法の制定時と現在の状況は異なり、SNSなどのプラットフォームサービスの拡大、スマホの普及に伴うリスクの多様化といった現代の環境に同法が即していない。
- SNSが青少年のコミュニケーション手段となっている以上、発信に関するリスクについて考えることが重要。
- こどもたちは常時デジタル空間と接続することが前提になり、さらに生成AIの登場により、こどもは生成・発信主体にもなっている。

(リスクの多様化)

- 閲覧等のリスクだけでなく、SNS普及に伴う、発信・拡散・生成、依存、メンタルヘルスへの影響のほか、生成AIにかかわるリスクなど、対応すべきリスクは非常に多様化。
- 閲覧防止だけでなく、サービス内容に応じた、生成や発信の安全設計、年齢や発達段階に伴うバランス設計も考えることが必要。これに対応するためには、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスだけでは限界が生じている。

(青少年保護を取り巻く関係者)

- スマホの普及に伴い、各関係者が果たすべき役割と現在の法的規律にアンバランスが生じているが、携帯電話事業者のフィルタリングサービスにのみ過剰な役割が期待されている。
- 最初に青少年の保護責任を負うのは保護者であるところ、こどものSNS利用の全責任を保護者に求めるのではなく、保護者が負わなければいけない責任は何か、事業者がサービス設計の安全性として負わなければいけない範囲はどこまでか、学校をはじめとする教育機関が果たすべき役割は何かを整理することが必要。
- 技術的措置（携帯電話事業者のフィルタリングサービス、OSのペアレンタルコントロール、SNSサービスの保護措置）により、全てのリスクを解消カバーできるものではないことから、引き続き、リテラシー向上の取組推進は必要。

<保護措置>

- プラットフォームサービスはサービスごとに設計・特性が異なることから、各サービスが抱えるリスクや使い方、必要なリテラシー、使用対象年齢を含む機能制限なども異なるのではないか。
- SNSは青少年のコミュニケーション手段となっており、また、サービスごとのリスクも異なるため、一律の使用年齢制限をかけることは望ましくないのではないか。
- サービスごとのリスクや、リスクに対応する機能制限・保護措置及び必要なリテラシーについて、各事業者に対して公表を求める必要があるのではないか。
- 各事業者においてリスク評価を行うなかで、保護措置の一貫としての使用適正年齢の設定、設定理由及び確認手法等についての公表も求める必要があるのではないか。

【構成員のご発言（概要）】

- 個々のサービスは設計が全く異なる。当然それらのツールに向き合うリテラシーや使い方も異なってくる。機能制限などのカスタマイズの部分も同様であり、各社それぞれが異なるサービスを提供しているなかで、リテラシーとしてどうやって理解していくのか。サービスに合わせた形でのリテラシー、使い方を考えていく必要があるのではないか。（③水谷）
- SNSは一律に禁止することは現実的ではないため、発信に関するリスクへの対応を考えていくことが重要。（①上沼）
- 新たなリスクへの対応として、サービスのリスク評価も必要ではないか。（②上沼）
- 各プラットフォームサービスにおける利用対象年齢は合理的なのか。各社においてその点を検討してもらうことが必要では。（③水谷）
- 日本でも、リスク評価とセットで年齢確認の合理性を求めることを議論すればよい。その上で、合理的な年齢確認手段についてどのようなものがあり得るか検討すべきでは。（③水谷）

<年齢確認>

- オーストラリアにおいて、各事業者の年齢確認の信頼性やすり抜け問題について議論されていることから、日本においても年齢確認に注目すべきではないか。
- SNSの利用に際して、年齢確認は機能制限等の前提となるところ、多くの事業者が採用する自己申告のみで良いか。
- 年齢確認に関しては、どのような方法が合理的なものとしてあり得るのか。青少年インターネット環境整備法第13条に規定する携帯電話契約時の確認の仕組みや、携帯電話事業者の利用者情報、OSレベルでの機能等を活用できるか。また、各事業者に年齢確認義務を導入するか。実効性の問題と、プライバシーやセキュリティの問題を含めて検討する必要があるのではないか。
- 利用規約上の対象年齢はあるが、年齢確認を異なる年齢ですり抜けた場合の保護をどのように求めるべきか。

【構成員のご発言（概要）】

- オーストラリアの制度として重要なポイントは、年齢による一律の制限よりも、年齢確認の仕組みを入れたことではないか。各事業者の年齢確認の信頼性があまりないのではないかと、すり抜けが多いのではないかについても議論されていた。日本においてもその点に注視して良いのではないかと。(③水谷)
- SNSの利用開始時の年齢確認方法について、自己申告一辺倒でよいのか。(②曾我部)
- プライバシーを重視すると年齢確認を細かくしない方が良いという考え方もあるが、どこまで粒度高くやるのか、何のためにやるのかを検討する必要がある。(③上沼)
- 法的な証明書はプライバシーの問題で難しいのではないかと。EUのようなアプローチも大事では。(③米田)
- 日本でも、リスク評価とセットで年齢確認の合理性を求めることを議論すればよい。その上で、合理的な年齢確認手段についてどのようなものがあり得るか検討すべきでは。(③水谷) <再掲>
- 年齢確認に関して、どのような方法が合理的なものとしてあり得るか。機能の実効性の問題と、実際に活用される現実の問題。携帯電話会社の契約時の確認の仕組みを拡張できるか否か。各社に対し年齢確認義務を導入するのかどうか。(③曾我部)
- 利用対象年齢未満の利用者に対する保護措置はどうなっているのか。利用開始時の年齢確認をすり抜けてしまったこともたちに対しての安全設計を実装すべきでは。(③水谷)

<デフォルト設定>

- 各事業者の保護措置が実際にどのくらい利用されているのか、把握可能か。
- 保護者が理解できるように青少年保護措置の内容が表示されているか否かについても確認が必要ではないか。
- 保護措置の設定は複雑であり、青少年であることが確認された場合には初期設定（デフォルト設定）とすることが適切ではないか。
- 保護措置の機能がない、若しくは初期設定とされていない場合に、各事業者に改善を促す枠組みが必要ではないか。

【構成員のご発言（概要）】

- 各社の保護措置が実際にどのくらい利用されているのか、しっかり把握する必要がある。保護措置の設定は各社ごとにバラバラで、とても複雑。多くの家庭では、デフォルトのまま初期設定のままになっているということがあるのではないか。（②水谷）
- 各サービスのペアレンタルコントロール機能は親が理解できないと意味がないので、保護者にわかりやすく示されていることが必要。（③水谷）
- 青少年保護について、保護者が責任をもって管理すべき部分と、事業者の責任でサービスの設計を工夫すべき部分があるため、その整理が必要。（③水谷）
- プラットフォームサービスの青少年保護機能は提供されて終わりではなく、青少年によって活用される必要がある。青少年保護機能がよりよく利活用されるために、実効性の観点から、青少年の利用に際して保護機能がデフォルトでオンになっているべき。（③上沼）
- デフォルト設定は重要。機能はあるがデフォルトになっていない、そもそも機能がないことについて、今後制度的枠組みを考えていく際には、より真剣に各社で考えていただくような方向性になるような枠組みを考えるということが1つ課題となる。（③曾我部）

- 同じサービスであっても、アプリストアによってレーティングの相違があることのリスクについて考える必要があるのではないか。
- 今まで義務を持たなかった関係者の責任を議論しており、アプリストアに関しても一定の関心が払われるべきではないか。
- 政府からアプリストアやアプリ事業者に対してレーティングの変更等を要請することは、憲法制度上なじまないと考えられるため、どのような対応を取るべきか議論が必要ではないか。

【構成員のご発言（概要）】

- 同じアプリであるのに、アプリストア上のレーティングに差異が生じていることは合理的ではないのではないか。（②上沼）
- 青少年保護のスキームの見直しに関して、今まで義務を持たなかった関係者の責任を議論していることから、アプリストアに関しても一定の関心が払われるべきではないか。（②曾我部）
- レーティングについては、日本独自基準のローカライズについて定めるのであれば、政府が介入するのは望ましくなく、誰が主体となるかが問題。（③曾我部）

- 発信リスク等の新たなリスクに対応するためには、OS事業者が提供しているペアレンタルコントロール機能について、その有用性に鑑み、携帯電話事業者やセキュリティベンダー等が提供するフィルタリングだけでなく同機能も含めた「技術的保護手段」として捉え、その位置付けを議論すべきではないか。

【構成員のご発言（概要）】

- スマホは通信回線を意識しないので通信事業者がフィルタリングだけがんばっても効果は期待できない。関係事業者の責任について改めて見直す必要あり。（①上沼）
- スマホ普及の結果、垂直統合モデルが崩れ、青少年保護に各アクターが果たすべき役割と、現在の法的規律とのアンバランスが生じている。携帯事業者がフィルタリングサービスを提供しているが、現状からすると過剰な役割が期待されているのではないか。（①曾我部）
- スマホ時代の受信リスクから、SNS時代になって発信と拡散のリスクになって、生成AIはさらにそこから性格が異なっているのではないか。さらにいわゆるコンテンツ生成のコストが極端に低くなることによって、受信側のリスクだけではなく、子ども自身が危ういコンテンツを大量かつ容易に生成しうる側になるという変化があることを踏まえ、議論した方が良い。有害なものを見せないフィルタリングだけではなくて、生成、発信の安全設計や、発達支援のバランス設計も考えなければならないのではないか。（①石戸）
- VPNアプリを使ったりして、フィルタリングの回避をすることも増えている。機能だけでなく「フィルタリング」という用語についても更新していく、理解を統一していく必要があるのではないか。（③米田）
- 「フィルタリング」について、法では受信制限を求めているが、「キャリアフィルタリング」には利用時間制限もある。諸外国のサービス例では「送信」などの受信制限以外の機能もあり、「フィルタリング」の再定義が必要。「技術的保護手段」とすべき。（③上沼）
- フィルタリングを広げて「技術的保護手段」にするということについて、OSの機能の法律上の位置づけの問題も含めて考えていく必要がある。（③曾我部）

- 携帯電話事業者による年齢確認義務の履行状況について、どのように改善を促すべきか。

【構成員のご発言（概要）】

- 携帯キャリアは年齢確認をしやすい立場にあるが、（その情報が）キャリアにとどまっている限りでは意味がない。（③上沼）〈再掲〉
- 確認義務の履行状況がどれだけ重要なかは、今後この情報をどう活用していくのかにも関わると思う。覆面調査の結果を踏まえてどう改善するかについては、考える必要がある。（③曾我部）

- ICTリテラシーについては、総務省「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」に対し、以下の検討事項を提案すべきではないか。
 - ・ 事業者の取組や先進事例の現場への浸透、全国一律・体系的かつ継続的な学習機会の担保、啓発コンテンツへのアクセスの容易化、生成AI等の新たなサービスへの対応について、議論を深める必要があるのではないか。
 - ・ プラットフォームサービスごとに青少年保護措置の内容が異なるなど、求められるリテラシーが多様化していることから、青少年及びその保護者に対して、これまでのリテラシー教育に加え、技術的な保護措置の利用を促すことも重要ではないか。
 - ・ インターネットの技術・サービスの進展は早いため、青少年だけでなく、保護者・教職員という枠にとらわれない「大人」のリテラシー向上に努めるべきではないか。

【構成員のご発言（概要）】

- 生成AIの出現により、子どもが危ういコンテンツを大量かつ容易に生成しうる側になるという変化があることを踏まえて議論した方が良い。（①石戸）
- リテラシー教育が長期的には最も重要であるという認識は、行政、学校、事業者の間で、概ね共有されていると思うが、全国一律に必修で、体系的かつ継続的な学習機会が担保されているかは、依然として大きなギャップがあるのではないか。（②石戸）
- 事業者の先進的な取組が現場に十分に浸透していない。対策を教育現場へ周知徹底し、さらに連携を強めていけるような「具体的な仕掛け」を検討したい。（②米田）
- 保護者のICTリテラシーを高めていくという点で、契約（携帯事業者による年齢確認）のタイミングは必ずある。分かりやすいリーフレットや、ルール作りのポイントなどを渡すだけでも、保護者の意識は少しずつでも変わるのではないか。最新のエビデンスであったり、その研究成果を踏まえて、家庭でのルール作りや親の指導に生かせるような情報提供が大事ではないか。（③鶴田）
- 先生も子どもも保護者も一緒に学べるようになっていような機会があると、各々の自分の立場とは異なる人たちの考えや思いに気づく機会となり、それがそれぞれのリテラシーの向上にも繋がるのではないか。（③鶴田）
- ネットは、今まで年齢を重ねて自分たちで身につけてきた大人の知恵が役に立たず、大人が子どもに教えるといった今までのサイクルが適用されない世界。青少年も大人も同じように習わないといけない。大人という視点も入るといいのではないか。（③上沼）
- 個々のサービスは設計が全く異なる。当然それらのツールに向き合うリテラシーや使い方も異なってくる。機能制限などのカスタマイズの部分も同様であり、各社それぞれが異なるサービスを提供しているなかで、リテラシーとしてどうやって理解していくのか。サービスに合わせた形でのリテラシー、使い方を考えていく必要があるのではないか。（③水谷） <再掲>
- リテラシー教育が引き続き必要であることは間違いないが、頑張っって進めたとしても親の理解を高めるという意味では限界がある。そういう意味では、事業者側に一定の機能を用意していただきそれを利用していただくということが重要。（③曾我部）

- スマホソフトウェア競争促進法について、青少年保護の観点から、チョイススクリーンのフィルタリングへの影響など、施行に伴う影響を確認していく必要があるのではないか。

【構成員のご発言（概要）】

- スマホ法のチョイススクリーンについて、青少年保護を重視するのであれば、何が適切なのか、そういう推奨に関するものもきちんと情報提供があるといいのではないか。スマホ法関係で青少年保護に関する情報が入ってこないのが気になっている。（②上沼）
- スマホ法については、青少年に関して一定の特別な対応が求められるのではないか。チョイススクリーンになって、いつの間にかフィルタリングが外れてしまうようなことは、不適切ではないか。スマホ法施行に伴う青少年への影響は、トータルとして、ウォッチしていく必要がある。（②曾我部）